

多賀城市監査委員告示19号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年12月24日

多賀城市監査委員 佐伯 光時  
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

1 監査の対象及び実施日

対象団体	監査の範囲	監査実施日
特定非営利活動法人 MIYAGI子ども ネットワーク	平成30年度分多賀城市鶴ヶ谷児童館 ・西部児童センター及び放課後児童ク ラブの指定管理業務	令和元年11月15日(金)
特定非営利活動法人 多賀城市民スポーツ クラブ	平成30年度分多賀城市体育施設及び 有料公園施設の指定管理業務	令和元年11月29日(金)

2 監査の着眼点 平成30年度分の指定管理施設の効率的な運営及び安全管理並びに出納関係事務が、法令及び市との協定に基づき適正に執行されているかどうかを主眼として監査を実施した。

3 監査の結果 別紙のとおり

令和元年 11 月実施 公の施設の指定管理に係る監査結果

対 象	特定非営利活動法人MIYAGI子どもネットワーク
監 査 の 範 囲	平成30年度分多賀城市鶴ヶ谷児童館・西部児童センター及び放課後児童クラブの指定管理業務
実 施 日	令和元年11月15日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

対 象	特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ
監 査 の 範 囲	平成30年度分多賀城市体育施設及び有料公園施設の指定管理業務
実 施 日	令和元年11月29日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし